

2017年5月19日

民進党 階 猛

1. 「テロ等準備罪」は合意自体を犯罪とするものか（法務大臣、外務副大臣）
2. TOC条約第5条の「推進行為」として実行準備行為の代わりに予備行為を要求することが同条の趣旨に反するおそれが高いとする理由（外務副大臣）
- 2-2 「我が国の今の法制上のもので、共謀罪を作らなくても（TOC）条約は締結できる」という平岡法務大臣の見解を踏まえての検討状況（刑事局長）
3. 「共謀+実行準備行為」の方が、「共謀+予備行為」より罪が重くなる場合がある理由（法務大臣）
4. 過去の共謀罪法案でも対象犯罪の数は絞れていたはずであり、今回の277個はもっと絞れるのではないか（外務副大臣、法務大臣）
5. 「二人以上で計画」と「共謀」の違い（法務大臣）
6. 実行準備行為前でも任意捜査はできるが強制捜査はできないとする法的根拠（法務大臣）
7. 通信傍受法別表第一または第二に掲げられている罪のうち、「テロ等準備罪」の対象犯罪となっているものはいくつあるか（刑事局長）
8. 上記の罪のうちテロ関連の犯罪はいくつあるか（刑事局長）
9. 7. の罪にかかる「テロ等準備罪」はすべて長期2年以上であるから、通信傍受法3条1項3号により通信傍受の対象となるのではないか（刑事局長、法務大臣）

以上

資料は追って提出